

ヨリ家ニ傳ヘテ如此歟、

〔雅筵醉狂集〕泉州堺の地主、三村明神と申て、住吉の大神と御同體也、三ツ茄の折枝、御紋ゆゑ、そのなすびを繪が、せて、贊をのぞみければ、

明神は墨のえながら御紋こそみつむらさきのなすびなりけれ

〔常陸國賀茂大明神由緒書〕一當社者先方佐竹様御造營、宍戸四郎義利承而野田三郎奉行成就棟木書之、且亦御本社破風五本骨扇之御紋于今御座候事、

〔金毘羅大權現深秘神靈考〕寶曆年中、金紋之箱、紫菊御紋附之幕御簾、御紋附の挑灯等、從禁裏御所御免被_レ仰付、

〔筆のまにく〕_下神の紋所

祇園の氏子は、木瓜を喰ぬといへるは、神の紋なればなりと、是も元來織田信長、京都の仕置をなし給ふとき、祇園の社を建立なす故に、則其家の紋を以て、屋根の瓦など、其外奉納の品々に、織田の紋を附られし由、今も御寄附とて、神社佛閣にも葵の御紋あるに等しく附たり、みな瓜の紋なり、織田は瓜の紋ゆゑ、其形ち瓜の切口に似たれば、木瓜と心得たりといふ、をかしき話なり、瓜にはあらず、窠なり、和訓ホノスとよむ、ほのすとは、鳳凰の巢といへる事にて、鳳凰は鳥の王なれば、天子の御顔ばせを鳳顔とも龍顔ともいふ、御車を鳳蓋といひ、御所を鳳闕といふ、斯る尊きもの成故に、裝束の地紋などに此紋あり、大刀にスガルの大刀といふあり、柄頭に鳳凰あり、是鳳の巢を出たる形ちなりとぞ、扱また都て神の紋といふ事、元來なかるべし、然ども當時神佛の紋所には、巴輪など、其神の紋となして用る事、是等はいづれよりか書始め、いづれより書終るといへる所知れ難し、是神の徳は始めもなく終りもなし、環の端なきが如く、どこしなへに虚然として、誠心を以て祭る時は、來格あるに象る所にやあらん、爰にをかしき一話あり、本所總鎮守の牛の